

## 農と食のフロンティア推進特区の改訂について

農と食のフロンティア推進特区は平成 24 年 3 月 2 日に認定され、これまでに 66 事業者が指定を受けている。

復興産業集積区域について、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画により農業の 6 次産業化を推進する拠点の整備が予定されている地域（上飯田地区）及び防災集団移転跡地利活用事業により農業振興に資する事業の立地が予定もしくは見込まれる地域（南蒲生地区、新浜地区、藤塚地区）を重点化することとし、「税制の特例」を活用して農業と関連産業の集積・振興を促進するため、国へ申請を行う。

### 1 特定復興産業集積区域として申請する区域

上飯田地区、南蒲生地区、新浜地区、藤塚地区（別添区域図のとおり）

### 2 国への申請時期

2 月下旬申請予定

### 3 対象業種

①農業、②農業関連加工・流通・販売関連産業、③農業関連再生可能エネルギー関連産業、④農業関連試験研究関連産業

### 【参考】農と食のフロンティア推進特区の概要（平成 24 年 3 月 2 日認定）

#### （1）計画作成主体

仙台市

#### （2）特例の内容

復興産業集積区域における税制上の特例

#### （3）集積を目指す業種

①農業、②農業関連加工・流通・販売関連産業、③農業関連再生可能エネルギー関連産業、④農業関連試験研究関連産業

#### （4）復興産業集積区域

東部地区および四郎丸地区の農業振興地域内

農と食のフロンティア推進特区  
特定産業集積区域図

